

平成 22 年度世田谷まちづくりファンド
「はじめの一步」部門助成団体
「(仮称)街づくりの仲間たち」
設立準備会

ニュース第 16 号

2011.5.13

発行者：「(仮称)街づくりの仲間たち」設立準備会 担当 稲垣道子（ファンド申請上の代表者）
ホームページにも掲載しています。：<http://machi-nakama.jimdo.com/>
連絡先：電話(3702)3274 FAX (3702)3219 MAIL:pxu16245@nifty.com
転送歓迎します。 送信の中止をお望みの場合は、恐縮ですがお知らせください。

1. ニュース第 15 号で募集した冊子「世田谷の街づくり条例」3章の内容及び街づくり条例についての質問・意見が集まっています。→下記の集まった質問例をご覧ください。

- ・質問については、第 1 次締切分を 4 月 28 日に、第 2 次締切分を 5 月 12 日に区に提出しました。区から回答をいただくことになってはいますが、16 日の会合に全部が間に合うことはないでしょう。回答が揃った段階で、質問と回答をまとめてホームページに掲載する予定です。
- ・意見については、5 月 16 日の会での検討内容を含めて整理し、ホームページに掲載する予定です。ご意見のある方は、締切を延長しますので、5 月 15 日（日）18 時までにお寄せください。
- ・意見・質問は、配布資料やホームページ掲載の場合は、匿名とします。ただし、内容確認などにそなえて連絡先（電話番号、お名前及びアドレス又はファックス番号）をお知らせください。

2. 冊子「世田谷の街づくり条例 ～快適なまちに住み続けるために～」(第 3 章)を読み考える会

時：5月16日(月) 18時半～21時(予定) 所：三軒茶屋区民集会所会議室(茶沢通り西友斜め前)
定員：30名(先着順) 参加費：無料(ただし、資料代を負担いただくかもしれません。)
ぜひ、ご参加ください。

3. 「街づくりの仲間たち」設立総会を開きます。ぜひ、ご参加ください。(詳細は、後日)

6月25日(土) 13時半～ 宮坂区民センター大会議室

集まった質問の例です。

○ことば(用語)や表現について

例：「自己に関係する街づくり」と「自己に関係する」と書いた理由は、何か。
都市づくりと街づくりは、どう違うのですか。

○説明の補足を求めて

例：「法律の範囲内で街づくりのルールを定め」の「法律の範囲内で」をもう少し詳しく説明してください。

○分野別方針やその扱いについて

例：分野別整備方針として4つの方針と4つの計画が挙げられていますが、計画も方針も分野別整備方針なのですか。方針と計画の違いは、何ですか。

○大規模建築の調整(特に意見交換会)について

例：意見交換会のイメージ図に書かれた参加者の人数制限は、施行規則にもとづいて区長が定めたのか。どのような状態になったときに、建築構想の手続きが完了したと判断するのか。

○施行規則の定め方や区長の判断について

例：「区長が必要と認めるとき」のような区長の判断は、実際にはどのように決まるのですか。

○その他

例：(基本理念について)前文に書かれるのと条文に書かれるのはどう違うのですか。